

質 疑 回 答 書

令和5年6月26日までに受領した質問について、以下の通り回答します。

令和5年6月27日

湯梨浜町長 宮脇 正道

No.	受付	質問内容	回答
1	令和5年 6月23日	会社概要書の書式について 任意様式の注意書きに「※A4判縦1枚（片面・横書き）にまとめること。文字は10.ポイント以上とすること。」との記載があるが、一方で実施要領には「既存のパンフレット可」との記載がある。任意様式の注意書きを優先すればよいか。	任意様式又は既存のパンフレットのいずれかをご提出ください。任意様式により提出する場合は、注意書きに沿った記載をお願いします。
2	令和5年 6月23日	企画提案書について 実施要領にA4版（縦方向・横書き・左綴じ）との指定があるため、パワーポイントを用いたA4版横置き資料での提出は認められないということによいか。	パワーポイントを使用する場合は、2枚表示で印刷するなど、実施要領に沿った形式としてください。その際、フォントの大きさにも留意してください。
3	令和5年 6月23日	PR業務の全般について 関係人口に想定するターゲット層（年代・現職の職業・家族構成等）について指定はあるか。仮に指定がない場合には、関東や関西の大学生が新社会人生活を送る場合の選択肢となるようなI/Jターンを視野に入れたプログラムとして構成して提案しても良いか。	ターゲット層について特に指定はありませんが、地域課題解決のため、幅広い属性の人が対象となる事業を想定しています。なお、提案の内容については、町が何ら制限するものではありません。
4	令和5年 6月23日	PR業務の全般について 企画内容をブラッシュアップすべく、受託後に様々な移住経験者の紹介を希望する。具体的には、サイト (https://www.furusato-web.jp/topics/p45679/) で紹介されているような、20代後半～40前半の若手で、志もって街を盛り上げたいと考えている方を複数紹介していただきたいと考えているが、貴町にて該当者のリスト作成と連絡をいただくことは可能か。	業務実施の段階において町と協議してください。協議の内容により、町は可能な限り協力する予定です。

5	令和5年 6月23日	<p>まちセミナーと移住体験ツアーに共通する内容について</p> <p>「開催にあたっては他団体の移住定住・生涯活躍のまちのイベント、相談会等との調整を図ること」との記載があるが、他団体の…相談会等を主催する事業者は貴町より紹介いただけるという認識でよいか。</p>	お見込みのとおりです。
6	令和5年 6月23日	<p>まちセミナーと移住体験ツアーに共通する内容について</p> <p>概要の内容例として「先輩移住者、関係人口を受け入れている者との交流」と客体の記載があるが、往訪にふさわしいと貴町が考える先輩移住者、関係人口を受け入れている者は貴町より紹介いただけるという認識でよいか。</p>	お見込みのとおりです。
7	令和5年 6月23日	<p>移住体験ツアーについて</p> <p>宿泊を伴うツアーであるため、旅行業の登録のない受託者は、旅行業の登録のある第三者（旅行代理店等）に対して、一部業務の再委託（外注）をして差し支えないか。また、仮に再委託（外注）をして良い場合には、外注先は決定していなくとも差し支えないか。</p>	再委託については差し支えありませんが、事前協議をお願いします。
8	令和5年 6月23日	<p>移住体験ツアーについて</p> <p>昨年の貴町の類似ツアーの紹介文には「往復交通費についての一部補助あり」との記載がある（出典 https://yurihamatour.peatix.com/view）。同様の取り組みをする場合には、委託費の中から受託者が支弁する必要があるのか、それとも貴町の別の財源（旅行者への補助金等）が存在するのか。</p>	<p>ふるさと鳥取県定住機構の交通費支援事業による補助が可能です。下記 URL からご確認ください。</p> <p>https://furusato.tori-info.co.jp/iju/support/system/prefecture/</p> <p>なお、7月1日付で要綱を改正し、新たに宿泊費も助成対象とするとのこと。</p>
9	令和5年 6月23日	<p>移住体験ツアーについて</p> <p>ツアーについては何泊を想定（下限・標準・上限）しているか。当社では1～2泊のプログラムに加えて、15日間程度の研修を兼ねた地方創生・関係人口プログラムも得意としているため、上限の規制が特段なければ効果的なプログラムを構成して提案することが可能と思料している。</p>	<p>1泊2日を想定しています。泊数の上限はございませんが、「湯梨浜町関係人口PR業務実施要領」2の（2）委託上限金額や、「湯梨浜町関係人口PR業務仕様書」4の（3）④参加料にご留意ください。なお、提案の内容については、町が何ら制限するものではないでございます。</p>

10	令和5年 6月23日	<p>条例上の取り扱いについて ツアーにおいて貴町の公民館等を利用する場合には、その使用料は免除の対象となるか。たとえば、「湯梨浜町公民館の設置及び管理に関する条例」第16条の「公共の用に供する場合」に該当し、使用料が免除されるか。これにより、ツアーの経費が変わるため、伺う次第。</p>	<p>業務において町内公共施設を利用される際は、業務実施の段階において町と協議してください。使用料の減免については、具体的な利用形態等も含めて決定されることとなりますので、ご承知ください。</p>
11	令和5年 6月23日	<p>条例上の取り扱いについて ツアーにおいて貴町の「ゆりはま暮らしお試し住宅」を利用する場合には、その使用料は免除の対象となるか。具体的には、「ゆりはま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例」第13条の「指定管理者は、必要があると認めるとき」であって「あらかじめ町長の承認を得て定めた基準」に該当し、使用料が免除されるか。これにより、ツアーの経費や構成が変わるため、伺う次第。</p>	<p>町としては、ツアーにおいて「ゆりはま暮らしお試し住宅」を利用することは想定しておりません。</p>
12	令和5年 6月23日	<p>旅行業免許の有無 ツアー開催にあたって、旅行業免許の取得が必要か。</p>	<p>No.7 回答をご確認ください。</p>
13	令和5年 6月23日	<p>生活体験ツアーの日数の規定 生活体験ツアーの想定日数をお伺いしたい。</p>	<p>No.9 回答をご確認ください。</p>